

京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部会議

日時：平成28年12月22日(木)
18:30～

場所：京都府職員福利厚生センター
3階第1会議室

次 第

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況について
 - (1) 府内施設におけるハクチョウの簡易検査陽性事例について

 - (2) 京都府における対応について

- 2 その他

家きん飼養農場への対応等

府内飼育下鳥類（ハクチョウ）における簡易検査陽性事例を受けた対応

- (1) 本日中に府内全家きん飼養者 569 戸に対し、情報提供及び注意喚起
- (2) 検出場所から半径 10km 以内の農場（100 羽以上飼養の 10 戸）へ緊急巡回し、防疫対策の確認、明日 23 日までに完了

(参考) 今シーズンのこれまでの対応

(1) 情報提供及び注意喚起等

国内や韓国における家きんや野鳥の発生事例等について随時情報提供及び注意喚起（11/15～）

(2) 巡回指導等の強化（防鳥ネット、農場出入口等消毒、異常家きん早期発見・通報徹底の確認）

- ① 緊急巡回（11/17～11/22、11/29～12/2 の 2 回 100 羽以上飼養農場 79 戸）
- ② 強化巡回（12/7～12/16 野鳥が飛来する池等が近隣にある 100 羽以上飼養農場 26 戸）
- ③ 家きん飼養農場の予防対策一斉点検（12/19～ 100 羽以上飼養農場 79 戸）

※ 12/22 現在、70 戸点検完了

野鳥の対応等について（府内発生）

1 京都府の対応

発生地10km圏内を野鳥監視重点区域に指定（環境省）

- ・ 感染リスクの低いリスク種3及びその他の種が、同一場所で3羽以上死亡している場合、検査を実施
- ・ 水鳥等が飛来する河川、ため池（養鶏場付近含む）等43箇所（現在24箇所）について野鳥の異常を重点監視

2 現在までの対応状況

- ① 11月11日 韓国での高病原性鳥インフルエンザの確認に伴い「対応レベル2」への引き上げ
- ② 11月21日 国内複数箇所では野鳥等から高病原性鳥インフルエンザの確認に伴い「対応レベル3」への引き上げ
- ③ 死亡野鳥等の簡易検査の実施
 - ・ 感染リスクの低いリスク種3が同一場所で死亡した場合5羽から、その他の種は10羽から検査を継続して実施
 - 現在、府内10市町、25検体の回収・簡易検査済で全て「陰性」（遺伝子検査「陰性」確定16件、検査中9件）
- ④ 鳥類が集団飛来する河川、ため池（養鶏場付近含む）等107箇所では野鳥の異常を継続して監視中
（第6回調査完了（12/22時点）、異常なし）